

現状と課題

これからの学校運営は、これまで以上に地域や保護者等と学校が連携していく必要があります。

平成18年12月に教育基本法が改正され、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代の教育の基本理念が明示されました。

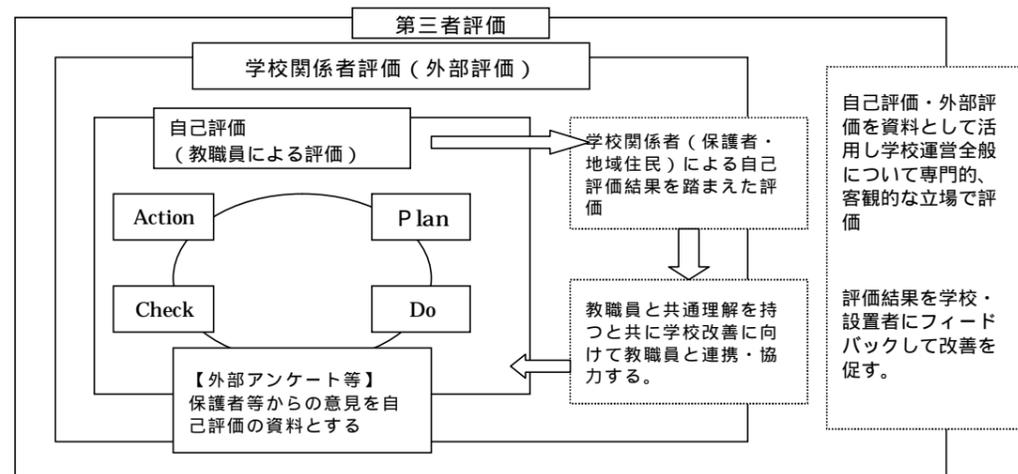
平成19年に学校教育法等が一部改正され、学校評価を活用し学校運営の改善を図ること、さらに学校は、保護者等との連携協力を推進するため、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することなどが定められました。

今後とも児童生徒数の状況に応じた、良好な教育環境の保全に努めていく必要があります。

家庭・地域との連携による学校園経営・教育をめざし、学校評議員制度や学校評価制度の導入を進めてきました。しかし、教育を取り巻く今日的課題に対応するには、学校がこれまで以上に積極的に家庭・地域に働きかけ、共に学校づくりを推進していくことが必要となっています。

近年、子どもを取り巻く痛ましい事件や事故が発生しており、子どもの安心・安全の確保が課題となっています。

教職員研修の重要性が高まる中、研修の拠点となる総合教育センターの建物が著しく老朽化しています。



(平成19年度末学校関係者評価の実施に係る調査結果)

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
学校数	21	42	20	2	1
実施又は実施予定	16	34	16	1	1
内 公表又は公表予定	11	19	8	0	0
内 公表予定はない	5	15	8	1	1
実施予定はない	5	8	4	1	0

基本方針

学校運営状況の公開、教職員の指導力の向上、安心・安全な教育環境などを基本に、家庭・地域と連携し「信頼される学校づくり」を推進します。

主要な施策展開

(1) 家庭・地域と共に歩む学校づくり

それぞれの学校が家庭、地域に対し、説明責任が果たせるよう、取り組みの成果と課題、改善の方向性を示した経営方針を作成し、その公表に努めます。また、家庭、地域社会の意見が学校園経営にしっかり反映できるよう、学校評価や学校評議員等の活用を図ります。さらに、保護者や地域の人々による学校美化や読書・体験活動への参加、総合的な学習における講師活動の取り組みなどを進め、教員が子ども一人ひとりに向き合う環境づくりに努めます。

(2) 教職員研修・研究活動の充実

教師一人ひとりの指導力の向上を図るため、総合教育センターを中心に、経験や職種に応じた教職員研修の充実を図ります。また、少人数授業や特別支援教育、生徒指導、学級経営などの諸課題に迅速に対応できるよう、実践交流を重視した研究への取り組みを継続するとともに、ICTを利用した教育活動の活性化を支援できる体制整備に努めます。あわせて、新総合教育センターの整備に向けて取り組みを進めます。

(3) 安心・安全対策事業

校門の警備や校内巡視、また通学路や校区内の見守り活動、子ども110番等、子どもたちが地域や学校で、安心して安全な環境の中で生活できるよう、今後更に、行政・学校と保護者や地域が一体となり、関係機関と連携した取り組みを進めていきます。

(4) 学校組織の確立・活性化

学校教育法の制度趣旨を踏まえ、教職員の増員を県に要請するなど、学校組織の確立と活性化を図り、市民・保護者から信頼される学校経営と学級経営を目指します。

市民一人ひとりの活動

家庭・地域・学校の役割について認識するとともに、学校への支援活動として「ささえ事業」などに積極的に参加する。

まちづくり指標

< 指標の考え方 >

本計画期間においては、信頼される学校づくりのために必要不可欠な、学校の運営状況および外部評価の公開と教職員の能力向上を重点指標に位置付けます。

重点	指標名	単位	現状値(H19)	目標値(H30)	指標方向
	ささえ・延べ活動時間数	時間	68761	75,000	▲
		式	-		
H30目標値の設定理由		一校園あたり延べ5時間の支援拡大を期待し設定			
	学校関係者評価の実施と公表	%	44%	100.0	▲
		式	学校関係者評価の実施と公表学校数 / 全学校		
H30目標値の設定理由		市立の全学校での公表を実現			
	オープンスクールの実施延べ日数	日数	-	630	▲
		式	1校10日間×63校園		
H30目標値の設定理由		全ての小・中・特別支援学校で、10日間の公開を期待し設定			